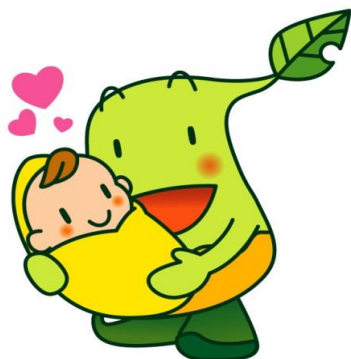


# 令和元年10月1日からの利用者負担額表

単位：円

教育認定の子ども		1号認定
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)
	定義	3,4,5歳児
1	生活保護世帯	0
2	市民税非課税世帯	0
3	市民税均等割の額のみ ※ 所得割の額のない世帯	0
4	市民税所得割の額が77,101円未満	0
5	市民税所得割の額が77,101円以上	0

・副食費と主食費（完全給食実施園のみ）が必要になります。



保育認定の子ども		3号認定	2号認定
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)	
	定義	0,1,2歳児	3,4,5歳児
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯	0	0
3	市民税均等割の額のみ ※ 所得割の額のない世帯	10,000 (4,500)	0
4	市民税所得割の額が24,300円未満	12,000 (5,500)	0
5	24,300円以上48,600円未満	14,000 (6,500)	0
6	48,600円以上59,000円未満	16,000 (8,000)	0
7	59,000円以上68,500円未満	17,500 (8,750)	0
8	68,500円以上78,000円未満	19,000 (9,000)	0
9	78,000円以上87,500円未満	20,500	0
10	87,500円以上97,000円未満	22,000	0
11	97,000円以上115,000円未満	27,500	0
12	115,000円以上133,000円未満	29,000	0
13	133,000円以上151,000円未満	30,500	0
14	151,000円以上169,000円未満	32,000	0
15	169,000円以上235,000円未満	38,500	0
16	235,000円以上301,000円未満	42,000	0
17	301,000円以上397,000円未満	49,000	0
18	397,000円以上	53,000	0

・減額対象者（ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等）の第1子の利用者負担額は、表中の下段( )内の額になります。但し、8階層については、77,101円未満の方のみ対象となります。

・2号認定の児童は、副食費と主食費（完全給食実施園のみ）が必要になります。